

平成 24 年度環境省委託業務

平成 24 年度地域主導型
再生可能エネルギー事業化検討委託業務
成果報告書

平成 25 年 3 月
高知県

<SUMMERY>

平成 24 年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務

こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会

【全体の目的】

高知県における再生可能エネルギーの導入拡大を加速化させるためには、多くの県民が参画できる環境を整え、地域が参画した再生可能エネルギー事業を進めていくことが重要である。

そのため、本業務では、地域が参画できる再生可能エネルギー事業の立上げを促進するため、学識経験者、民間企業、NPO等民間団体、地域住民、地方公共団体等で構成する事業化検討協議会において、再生可能エネルギーの事業化に向けた検討を行い、再生可能エネルギーの導入事業の円滑な立上げのための地域主導型再生可能エネルギー事業化計画を策定することを目的とする。

【本年度の事業内容】

(1) 協議会の運営

「こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会」を設置し、「太陽光発電検討部会」、「風力発電検討部会」、「小水力発電検討部会」の各検討部会において、再生可能エネルギーの事業化に向けた協議、検討を深めた。

また、地域コーディネーターについては、具体的な役割や位置づけ等について意見交換を行った。

(2) 実施計画の作成

メガソーラー事業の実施に向けて、協議会委員や関係者等へのヒヤリングの実施、候補地地元自治体との調整を進め、事業スキームを固めた。

太陽光発電検討部会においては、昨年度検討した住宅用を主とした屋根借りモデル事業について、課題を整理し、今後の進め方について協議した。

風力発電検討部会においては、関係市町村との意見交換や、電力会社への系統接続の検討申し込みを行うとともに、風車の輸送路や想定される送電線ルートについて必要な調査を実施した。

小水力発電検討部会においては、事業検討候補地を絞り込むとともに、許認可手続きに必要な内容の把握など取り組みを進めるに当たっての課題整理を行った。

(3) 再生可能エネルギーの事業化に向けた勉強会等の開催

風力発電検討部会の会議開催にあわせて、風車建設に係る自然公園の開発許可に関する事項や、事業資金の規模が大きな風力発電事業へのプロジェクトファイナンスについての勉強会を開催し、関係者の理解を深めた。

(4) 発電事業主体の立ち上げ

メガソーラーの事業スキーム実現のために、地元自治体である安芸市と調整のうえ、市が所有する遊休地におけるメガソーラー事業の実施に関して、安芸市と高知県で基本協定を締結した。また、事業パートナーとなる民間事業者については、プロポーザル方式による公募とし、平成25年2月12日に公募を開始した。

【全体目標における本年度の進行状況】

メガソーラー事業について、発電事業で得られる収益等のメリットを地域内で最大限還元させることを目的とした「こうち型地域還流再エネ事業スキーム」としてまとめ、県、市、県内民間企業等の共同出資により発電事業を実施する計画の実現に向けて、事業主体の設立に着手できた。

住宅用等の太陽光発電の導入モデルについては、事業参入の課題等が多いことから事業化検討を見送ることとしたが、検討の方向性を変更し、今後は自治会モデルでの太陽光発電導入を検討することを確認した。

風力発電については、調査により2,000キロワット規模の風車が輸送できることを確認でき、四国カルストでの風力発電事業の想定規模、設置基数を固めることができた。今後は、事業主体等について検討を進める。

小水力発電については、事業主体の形成や事業規模決定のための詳細調査の実施など、事業化に向けて多くの課題が明らかとなったため、事業化検討を見送ることとした。一方で、協議の場へ県河川課が参加したことは一定の成果である。今後は、各地域で取り組みが進んでいる案件に対して、部会でのつながりを活用し、地域コーディネーター等が各地域の取り組みを個別に支援する形で進めていく。

また、新たな地域コーディネーター候補の人材確保が図れなかったが、次年度は地域の主体的な活動につなげていくために人材の発掘、育成に取り組む。

Summary of the Consigned Operation for Examining the Plans for Community-led Renewable Energy Projects

Kochi Renewable Energy Project Examination Council

[Overall objective]

To accelerate the expansion of renewable energy introduction in Kochi Prefecture, it is important to establish an environment in which many residents of the prefecture can participate and to move ahead with renewable energy projects with the participation of communities.

Thus, the aim of this consigned operation is that the project examination council comprised of academic experts, private enterprises, NPO and other private organizations, community residents, local governments, etc. will examine matters for renewable energy projects and develop plans for community-led renewable energy projects to promote the smooth start-up of renewable energy introduction projects accessible by communities.

[Project details for this fiscal year]

(1) Operation of the examination council

The “Kochi Renewable Energy Project Examination Council” was set up with the “Photovoltaic Power Generation Examination Group”, “Wind Power Generation Examination Group” and “Micro-hydroelectric Power Generation Examination Group”. Each examination group conducted detailed discussion and studies for renewable energy projects.

Meanwhile, the council exchanged opinions on specific roles, positioning, etc. of area coordinators.

(2) Preparation of implementation plans

For the implementation of a mega solar project, a hearing survey of council members, stakeholders, etc. was conducted and coordination with the municipalities of the candidate sites was made to establish a project scheme.

The Photovoltaic Power Generation Examination Group summarized issues of the roof rental model project primarily for residence, which was examined last fiscal year, and discussed how to proceed with the project.

The Wind Power Generation Examination Group exchanged opinions with interested municipalities, requested the electric power company to examine system connection, and conducted necessary research of windmill transportation routes and assumed routes of power transmission lines.

The Micro-hydroelectric Power Generation Examination Group narrowed down candidate sites for the project and summarized issues in promoting the project, including matters required for authorization procedures.

(3) Workshop, etc. for promoting renewable energy projects

On the sidelines of a meeting of the Wind Power Generation Examination Group, a workshop was held to discuss matters related to the permission of natural park development associated with windmill construction, as well as project finance for a wind power generation project that needs a large amount of funds, and understanding of stakeholders was deepened.

(4) Formation of the implementing body of the electric power generation project

To realize the mega solar project scheme, coordination with Aki City was made, and Aki City and Kochi Prefecture concluded a basic agreement on the mega solar project to be implemented on idle land owned by the city. Proposal-based open recruitment of private enterprises started on February 12, 2013 to invite enterprises that will be involved in the project as project partners.

[Progress in this fiscal year to achieve the overall goal]

The mega solar project was summarized as the “Kochi-style Community Reflux Renewable Energy Project Scheme” designed to circulate as many benefits (profits, etc.) from the electric power generation project as possible in the community. Also, the establishment of the project implementing body started to realize the electric power generation project plan with joint investment of the prefecture, city, private enterprises in the prefecture, etc.

Examination of a project of photovoltaic power generation introduction model for residence, etc. was deferred due to many issues for project participation. However, it was confirmed that the direction of the examination will be modified and that the introduction of photovoltaic power generation will be examined in the future based on a community model.

With regard to wind power generation, it was confirmed in a survey that a 2,000 kilowatt-level windmill can be transported, and the assumed scale of the wind power generation project on the Shikoku Karst and the number of windmills were established. Examination of the project implementing body, etc. will be promoted in the future.

With regard to micro-hydroelectric power generation, it was clarified that the project has many issues including formation of the project implementing body and implementation of detailed surveys to decide the project scale, so the examination of the project was deferred. Meanwhile, participation of the River Division of the prefecture in the examination is a positive result. In the future, area coordinators, etc. will support local activities individually, using connection through examination groups.

With regard to human resources development, the planned selection and development of new area coordinator candidates did not result in the recruitment or development of such human resources. Meanwhile, NPOs in the prefecture recommended candidates, so efforts will be continued to develop new area coordinators.

目次

1. 業務概要	1
1.1 業務の目的	1
1.1.1 目的	1
1.1.2 全体目標	1
1.2 業務内容	3
1.2.1 本業務の実施体制	3
1.2.2 本業務の内容	3
1.3 スケジュール	5
2. 協議会の運営	6
2.1 本年度の実施状況	6
2.2 委員及び地域コーディネーター	6
2.3 開催内容	9
2.4 地域コーディネーター候補の発掘・育成	13
2.5 目標に対する達成状況	14
2.6 今後の課題と次年度以降の対応策	15
3. 実施計画の策定	16
3.1 本年度の実施状況	16
3.1.1 太陽光発電（メガソーラー）の検討	16
3.1.2 メガソーラー事業計画	18
3.1.3 中小規模太陽光発電の検討	25
3.1.4 風力発電の検討	27
3.1.5 小水力発電の検討	30
3.2 目標に対する達成状況	32
3.3 今後の課題と次年度以降の対応策	33
4. 再生可能エネルギーの事業化に向けた勉強会等の開催	34
4.1 本年度の実施状況	34
4.2 目標に対する達成状況	34
5. 発電事業主体の立ち上げ	35
5.1 本年度の実施状況	35
5.2 目標に対する達成状況	36
5.3 今後の課題と次年度以降の対応策	36
6. まとめと課題	37
6.1 今年度のまとめと次年度の取り組みの方向性	37
6.2 事業継続に当たっての留意事項	38
7. 参考資料	41

1. 業務概要

1.1 業務の目的

1.1.1 目的

高知県における再生可能エネルギーの導入拡大を加速化させるためには、多くの県民が参画できる環境を整え、地域が参画した再生可能エネルギー事業を進めていくことが重要である。

そのため、本業務では、地域が参画できる再生可能エネルギー事業の立上げを促進するため、学識経験者、民間企業、NPO 等民間団体、地域住民、地方公共団体等で構成する事業化検討協議会を設立し、円滑な事業の立ち上げのための地域主導型再生可能エネルギー事業化計画を策定することを目的とし、再生可能エネルギーの事業化に向けた検討を行った。

1.1.2 全体目標

(1) 採択時点での状況（これまでの取組等）

本業務の採択時点（昨年度）では、県内で大規模太陽光発電施設の立地可能な土地情報について、市町村への照会を行い、さらなる掘り起こしを行うとともに、県内での再生可能エネルギーの普及啓発のための講演会等を開催した。

昨年度、本業務において以下の取組を行った。

まず、メガソーラーの事業化に向けて、事業主体や資金調達などの事業スキームについて検討を行うとともに、県内の遊休地や、公共的建築物の中から候補箇所を複数選定し適地調査を行った。

また、現地調査をもとに1MW以上の設備整備が可能な候補地点において、建設単価や買取価格について複数の組み合わせパターンによる経済性の評価を行い、円滑な事業化のためには、特に初期費用の低減やランニングコストの削減などに留意する必要があることが明らかとなった。

太陽光発電検討部会では、事業スキームの確立を目標として、メガソーラー以外の、主に住宅用・事業用の小規模設備を対象に、太陽光発電に係る初期費用の課題を解消するため、可能な限り導入費用を抑えた普及モデルの検討を行い、住宅用太陽光発電の導入モデルの素案を整理したが、収支計画の改善や利用者ニーズの把握など、事業化に向けて引き続き整理・検討が必要となっている。

風力発電検討部会では、自治体主導の発電事業の構想（案）の策定を目標として、地域の資源を地域の中で活かし、その収益を、地域に還元する仕組みを構築するため、梶原町をモデルとした風力発電事業についての検討を行い、「カルスト地域における風力発電基本構想（案）」として取りまとめることができた。

小水力発電検討部会では、県内の候補地の絞り込みを目標として、全国的に見ても高い可能性があると思われる小水力発電の事業計画について、これまでの調査結果を参考にしながら検討を行い、県内の適地情報の整理と今後検討を進める候補地の絞り込みができた。

(2) 本業務全体における最終目標

高知県内において具体的な再生可能エネルギー事業化計画を策定することを最終目標とする。

太陽光発電については、県内での太陽光発電の事業化の仕組みができ、県内企業や自治体等地域が参画した特定目的会社等が設立され、県有施設や遊休地等を活用した複数の地点での太陽光発電事業の開始を目指す。

風力発電については、地域へのメリットを最大限に創出できるよう、地元自治体を中心に、地域が様々な形で事業に参画できる事業化計画を策定する。

小水力発電については、地域住民等を中心とし、発電された電力又は売電による収入を地域で活用し、地域コミュニティの活性化につながる事業化計画を策定する。

平成 26 年度以降は、地域内での展開を進めるとともに、他の地域へも活動を拡大し、独立した形での協議会活動を目指す。

(3) 本業務全体における本年度の目標

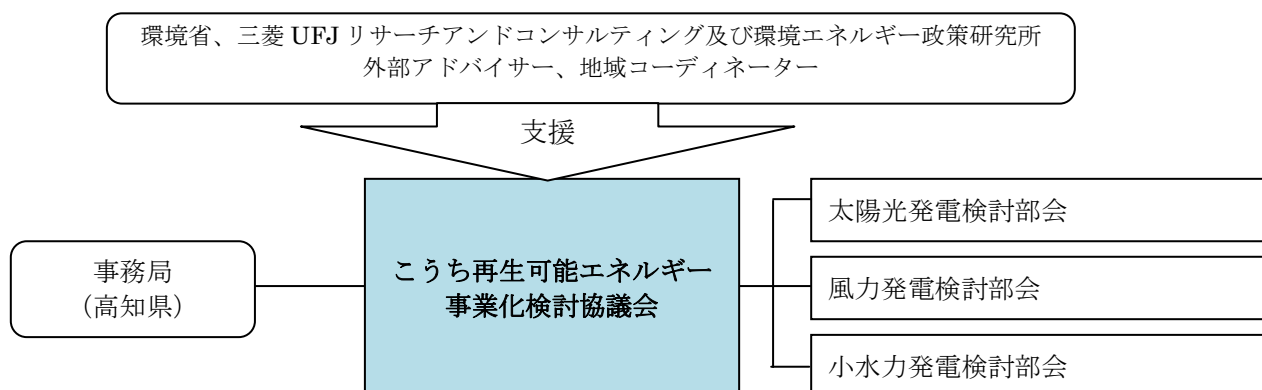
昨年度検討したメガソーラーの事業スキームを活用し、具体的な事業を実施する発電事業主体の立ち上げ及び実施計画素案（事業規模、場所、資金出資元が明示されたもの）を作成する。なお、発電事業主体の設立に向けて、運営事業者を公募・選定するとともに、地元市町村、民間企業等との調整を図る。

風力発電及び小水力発電においては、周辺自治体等との関係づくりを行うとともに、実施計画の作成に向けた実現可能な事業モデルの検討、抽出を行う。

1.2 業務内容

1.2.1 本業務の実施体制

本業務では、再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力）の導入促進について、環境省、支援事業者である三菱 UFJ リサーチアンドコンサルティング及び環境エネルギー政策研究所等の支援を受けながら、地域主導による事業スキームの検討、事業主体の立ち上げと発電事業の展開という3つの段階ごとの課題解決を図るため、「こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会」及び協議会の下に設置した「太陽光発電検討部会」、「風力発電検討部会」及び「小水力発電検討部会」において昨年度に引き続き検討を進めた。



1.2.2 本業務の内容

(1) 協議会の運営

昨年度に引き続き「こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会」において、事業化に向けた検討を行った。

関係者等へのヒヤリングを行いながら調整、検討しつつ、協議会を2回、各検討部会はそれぞれ太陽光発電検討部会を2回、風力発電検討部会を2回、小水力発電検討部会を3回実施し協議を深めた。

なお、地域コーディネーターとの打合せ等を実施し、高知県での地域コーディネーターの役割等について協議を行った。

(2) 実施計画の作成

①実施計画素案の作成

地域参画型の再生可能エネルギー事業化計画を策定するために、再生可能エネルギー事業化の意義・目的を明確にし、エネルギー種別に事業スキームの検討、経済性の評価、各種課題・リスクの検討を行った。

特に、市町村等が主体的に参画するメガソーラー事業については、運営事業者を公募できる水準での素案を作成するとともに、各検討部会においても情報共有や課題整理などを通じ、県内各地点での取り組み支援を行った。

②事業スキームの検討及び資金調達の仕組みについての検討

メガソーラー事業については、昨年度の検討内容を踏まえて事業スキームの詳細を固め、この事業スキームをもとに具体的な事業場所、事業規模及び資金元を明確にし、該当市町村と協定を締結した。なお、事業化の検討に当たっては、専門家や関係者等へのヒヤリングなどを実施した。

風力発電及び小水力発電については、具体的な事業検討を行える対象候補地を絞り込むとともに、事業候補者も含めて周辺自治体及び関係者等との関係づくりを重点的に行った。

あわせて、実現可能な事業スキームについて、事業主体や事業規模、資金調達の手法などを検討し、不足している調査（現地調査・文献調査）等を実施することで実施計画作成に向けた検討の熟度を高めた。

③再生可能エネルギーの規模、事業性の検討

四国カルストにおける風力発電の導入に当たっては、機器の輸送経路の状況によって導入できる設備規模が制限されること、系統連系地点が遠いことによる鉄塔設置費や工事負担金などが増大することが事業の採算性に大きく影響する。

そのため、具体的な事業性の検討を行うに当たって必要となる輸送経路や送電ルート等について詳細なフィールド調査を行い、実施計画作成に必要な資料として整理した。

(3) 再生可能エネルギー事業化に向けた勉強会等の開催

風力発電事業において、建設時の手続きとなる自然公園内での開発許可等についてや、資金調達面で重要となる再生可能エネルギー事業に対するプロジェクトファイナンスについて、関係者での勉強会を実施し、理解を深めた。

(4) 発電事業主体の立ち上げ

メガソーラーについて、地域にメリットのある主体のあり方について検討し、県、地元自治体、県内民間企業等の共同出資による発電事業会社を設立するスキームをとりまとめた。

2月には、第1号案件として県と地元自治体との間で基本協定を締結し、年度内に事業パートナーとなる民間事業者を選定する予定としている。

(5) 支援事業者との打合せ等

協議会及び各検討部会において、適宜、支援事業者の助言を求めた。

また、昨年に引き続き地域コーディネーターが研修会へ参加し、ワークショップ等を通して再生可能エネルギーの事業化に向けて理解を深めた。

あわせて、協議・打合せを通して、高知県での地域コーディネーターの役割等について協議を行った。

1.3 スケジュール

各エネルギーでの事業化について、昨年度から検討を深め、それぞれの課題等も明らかとなったため、協議会及び各検討部会の次年度の進め方についての見直しを行った。

メガソーラーの事業化に向けて、今年度は集中的に検討を行い、事業スキームを固め実践段階となったため、次年度以降の協議会は、研修会や事例報告等の場を提供することとする。

太陽光発電に関しては、これまで検討してきた屋根借りモデルについて、設置場所の確保や事業採算性、長期契約のリスク等さまざまな課題があり、県内事業者の参入が難しいことから、検討の方向性を修正し、次年度は自治会導入モデルを検討することとした。

風力発電に関しては、事業化に向けた検討項目等を明らかにし、次年度も引き続き検討する。

小水力発電については、水利権取得などの課題が大きく、限られた期間において検討部会で事業計画を取りまとめるのは難しいため、人材育成や情報共有を通して、各地域で核となって取り組む人材の発掘、育成を図りながら、それぞれの取り組みを支援することとする。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 全体とりまとめ 適地調査 メガソーラー事業計画のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主体育成の支援 関係者との調整等課題解決に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 事例報告 情報共有 人材の発掘、育成
太陽光発電 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業スキームの整理 	<ul style="list-style-type: none"> 検討の方向性を修正 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画のとりまとめ
風力発電 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が主体となった風力発電事業の基本構想（案）のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市町村等との関係づくり 事業計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画のとりまとめ
小水力発電 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 勉強会の開催 候補地の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 候補地の絞り込み 関係者との調整 進め方の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地域の取り組みを個別に支援する

2. 協議会の運営

2.1 本年度の実施状況

昨年度に引き続き、「こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会」（以下、「協議会」という。）を設置（別添「協議会設置要綱」参照）し、「太陽光発電検討部会」、「風力発電検討部会」及び「小水力発電検討部会」のそれぞれの検討部会において、事業化に向けた協議、検討を深めた。

また、地域コーディネーターの育成については、役割や支援のあり方等について意見交換を行うとともに、関係団体等のネットワークを通して新たなコーディネーター候補の人材発掘に努めた。

2.2 委員及び地域コーディネーター

・こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会

委員	所属・役職	備考
荒川 浩一	高知県太陽光発電普及協会 副会長	
岡田 一水	株式会社高知銀行 営業総括部営業企画グループ商品開発室 業務役	
嶋崎 誠史	社団法人高知県工業会 副会長	副会長
田中 正澄	高知県町村会 常務理事兼事務局長	
谷脇 明	財団法人高知県産業振興センター 専務理事	
山本 稔	特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局長	
山川 瑞代	高知県市長会事務局 次長	
酒井 満喜	株式会社四国銀行 お客さまサポート部 部長	
林 功	高知県公営企業局 次長	
杉本 明	高知県林業振興・環境部 副部長	会長

・地域コーディネーター

地域コーディネーター	所属・役職
古谷 桂信	高知小水力利用推進協議会 理事
溝渕 卓生	任意団体みるきい 代表

・アドバイザー

アドバイザー	所属・役職
宗像 慎太郎	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
吉岡 剛	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所
黒崎 晋司	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所
松尾 寿裕	一般社団法人小水力開発支援協会

※アドバイザーは各検討部会にも出席をお願いする。

・太陽光発電検討部会

部会委員	所属・役職	備考
荒川 浩一	高知県太陽光発電普及協会 副会長	
奥田 敏弘	有限責任事業組合よさこいメガソーラー	
山本 稔	特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局長	
池田 康友	高知市環境部 新エネルギー推進課 課長	
門田 伸夫	安芸市 環境課 課長	
田渕 博之	南国市 環境課 課長	
林 功	高知県公営企業局 次長	部会長

・風力発電検討部会（※オブザーバー）

部会委員等	所属・役職	備考
川上 光章	梶原町 越知面地区長	
松木 敦則	四電エンジニアリング株式会社 電気部新エネルギー建設2グループ長	
真野 秀太	一般財団法人自然エネルギー財団 政策イノベーション事業部 上級研究員	
山田 晃男	元 高知工科大学 教授	部会長
吉田 尚人	梶原町 副町長	
畠中 伸也	高知県公営企業局 電気工水課 企画監	
荻野 義興	室戸市 企画財政課 課長	※
山田 順行	土佐清水市 企画財政課 課長	※
佐々木 譲	大豊町 総務課 プロジェクト推進室 室長	※
今西 康夫	三原村 総務課 課長	※

なお、風力発電検討部会では、梶原町での事業計画を検討しているが、事業化検討の他地域への広がりを期待できるため、風力発電の計画地域として想定される市町村担当職員もオブザーバーとして参加した。（室戸市、土佐清水市、大豊町、三原村）

・小水力発電検討部会（※オブザーバー）

部会委員等	所属・役職	備考
菊池 豊	高知工科大学 教授	
佐藤 周之	高知大学 准教授	
篠 和夫	高知大学 名誉教授	部会長
廣林 孝一	株式会社スカイ電子 代表取締役	
原 敬	高知県公営企業局電気工水課 チーフ	
池田 康友	高知市環境部 新エネルギー推進課 課長	※
田淵 博之	南国市 環境課 課長	※
今田 博明	香美市 まちづくり推進課 課長	※
谷山 佳広	香南市 環境対策課 課長	※
澤田 智則	土佐町 産業振興課 課長	※
今西 康夫	三原村 総務課 課長	※

なお、小水力発電検討部会では、小水力発電事業化の検討候補地として想定される市町村担当職員もオブザーバーとして参加した。（高知市、南国市、香美市、香南市、土佐町、三原村）

また、協議に関する情報共有を図ることと目的として、県河川課も参加した。

2.3 開催内容

協議会及び各検討部会等については、下記によりそれぞれ開催した。検討内容の詳細については「3.実施計画の策定」以下に示す。

①こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会

開催日時	協議内容
平成 24 年 8 月 1 日 13:00～14:30	第 1 回 協議内容 ・会長及び副会長の選出 ・平成 23 年度事業化検討の概要報告 ・平成 24 年度の取り組み概要及びスケジュール ・意見交換
平成 25 年 8 月	・県内金融機関との協議、相談（事業スキーム案について）6 回 ・弁護士相談（法人について）1 回 ・関係自治体との協議 1 回 ・税務署への相談（法人税等について）1 回
平成 25 年 9 月	・県内金融機関との協議、相談（事業スキーム案について）1 回 ・市民出資に関するヒヤリング 1 回
平成 25 年 10 月	・県内金融機関との協議、相談（事業スキーム案について）2 回 ・関係自治体との協議 1 回 ・公認会計士への相談（キャッシュフロー等について）3 回 ・電力会社への事前協議 1 回
平成 25 年 11 月	・弁護士相談（事業スキーム案について）1 回 ・県内事業者ヒヤリング（事業スキーム案について）4 回 ・他県自治体へのヒヤリング（法人形態等について）2 回 ・外部アドバイザーの委嘱（公認会計士） ・外部アドバイザー（公認会計士）への相談（法人等） ・関係自治体との協議 1 回 ・電力会社への事前協議 4 回
平成 25 年 12 月	・弁護士相談（事業スキームについて）1 回 ・事業スキームの決定 ・事業費の予算化（県、関係自治体）
平成 25 年 2 月 28 日 10:00～12:00	第 2 回 協議内容 ・こうち型地域還流再エネ事業スキームについて ・今年度のまとめ ・次年度以降の進め方等について ・意見交換

※県内金融機関や県内事業者は協議会委員も含む。

②太陽光発電検討部会

開催日時	協議内容
平成 25 年 1 月	・ 関係自治体との協議（部会の進め方等について） 2 回
平成 25 年 1 月 25 日 10:00～11:45	第 1 回 協議内容 ・ 部会長の選任 ・ これまでの取り組みについて ・ 取組状況の情報共有
平成 25 年 2 月	・ 関係自治体との協議（検討スキームについて） 2 回
平成 25 年 2 月 25 日 10:00～12:00	第 2 回 協議内容 ・ 今年度のまとめ ・ 次年度の進め方

※今年度は、協議会におけるメガソーラー事業化計画の策定に注力したため、各部会の開催が年度後半にずれ込んだ。

③風力発電検討部会

開催日時	協議内容
平成 24 年 4 月	・事務局と梶原町との打合せ（部会の進め方について） 1 回
平成 24 年 5 月	・梶原町による関係自治体訪問 ・事務局と梶原町との打合せ（関係自治体の訪問について） 1 回
平成 24 年 6 月	・梶原町による関係自治体訪問 2 回 ・電力会社の系統連系枠公募説明会参加
平成 24 年 7 月	・事務局と梶原町との打合せ（系統連系申し込みへの対応等） ・電力会社への系統連系検討申し込み実施
平成 24 年 8 月	・電力会社の系統連系検討抽選会
平成 24 年 9 月	・事務局と梶原町との打合せ（今後の進め方等について）
平成 24 年 11 月	・事務局と梶原町との打合せ（委託調査内容等について） ・委託調査の発注
平成 24 年 12 月	・事務局と梶原町との打合せ（今後の進め方等について）
平成 24 年 12 月 25 日 13:30～15:30	第 1 回 協議内容 ・部会長の選任 ・取組の現況報告 ・今後の進め方等について ・意見交換
	【勉強会】「自然公園の開発許可について」 説明者：高知県林業振興・環境部 環境共生課 主幹 西村道男
平成 25 年 2 月 26 日 9:30～12:00	第 2 回 協議内容 ・今年度のまとめ ・次年度の進め方
	【勉強会】「再生可能エネルギー事業に対する プロジェクトファイナンスについて」 講師：株式会社みずほコーポレート銀行 ストラクチャードファイナンス営業部 プロジェクトファイナンスチーム 次長 白石幸治 氏

※今年度は、協議会におけるメガソーラー事業化計画の策定に注力したため、各部会の開催が年度後半にずれ込んだ。

④小水力発電検討部会

開催日時	協議内容
平成 24 年 12 月	関係者（委員）との打合せ（部会の進め方等について）
平成 25 年 1 月 15 日 10:00～12:30	第 1 回 協議内容 ・部会長の選任 ・これまでの取り組みについて ・取組状況の情報共有 ・今後の取組の方向性について
平成 25 年 1 月	・関係者（委員）との打合せ（部会の進め方等について）
平成 25 年 2 月 5 日 13:30～15:10	第 2 回 協議内容 ・農業用水での取組状況等について ・事業化について（主体、計画案、現状の課題）
平成 25 年 2 月	・関係者（委員）との打合せ（部会の進め方等について） ・取り組みメンバーによる住民説明会の実施
平成 25 年 2 月 25 日 10:00～12:00	第 3 回 協議内容 ・今年度のまとめ ・次年度の取り組み

※今年度は、協議会におけるメガソーラー事業化計画の策定に注力したため、各部会の開催が年度後半にずれ込んだ。

2.4 地域コーディネーター候補の発掘・育成

<取組と課題>

- 新たな地域コーディネーター候補の人材発掘のために、関係団体等と協議調整を行ったが、新たな候補者の選定までには至らなかった。
- また、地域コーディネーターと協議を行い、現状と課題の共有を図るとともに、今後の方向性等について協議し、次年度の取り組みを進めるうえでの有用な情報の収集を行うことができた。

日時	協議内容
平成 24 年 10 月	地域コーディネーター候補の選定について高知市と協議
平成 25 年 2 月	■地域コーディネーターとの協議 2回 ・地域コーディネーターの役割について ・今後の方向性について

<今後の方向性>

次年度は、新たな地域コーディネーターを選任するとともに、地域コーディネーターを中心とした研修会や各地域の取り組みの事例発表会、情報交流会を開催することにより、地域の人材の発掘、育成につなげていく。

2.5 目標に対する達成状況

協議会及び各検討部会の運営等については、以下のとおり。

	平成 24 年度目標	実施状況	評価等
協議会	メガソーラーの事業化計画の作成 (会議開催 3 回程度)	事業スキームを決定し、事業化計画として取りまとめることができた (会議開催 2 回)	関係者のヒヤリング結果等を参考に、事業スキームを固めるのに時間を要したが、事業化計画として取りまとめることができた。
太陽光発電検討部会	住宅用等屋根借りモデルの検討 (会議開催 3 回程度)	・住宅用等屋根借りモデルの課題の整理 ・屋根借りモデルの実施は厳しいと判断し、検討の方向性を修正 (会議開催 2 回)	屋根借りモデルの確立には至らなかったが、新たな検討モデルを抽出できた。(自治会が主体となった導入モデル)
風力発電検討部会	実施計画の作成に向けた実現可能な事業モデルの検討、抽出 (会議開催 3 回程度)	・事業規模の確定 ・事業の検討スキーム(案)及び次年度の検討項目、取り組みの方向性の確認 (会議開催 2 回)	事業規模を確定でき、検討の方向性を共有できた。
小水力発電検討部会	実現可能な事業モデルの検討、抽出 (会議開催 3 回程度)	・事業検討箇所の絞り込み ・課題等の共有 (会議開催 3 回)	事業化計画の取りまとめを見送ることとし、次年度の取り組み方針として、人材育成面での支援することを確認できた。
地域コーディネーター	人材発掘候補の育成	・関係市町村と人選について協議した。 ・地域コーディネーターと意見交換し、役割等について協議した。	新たな人材発掘、候補育成には至らなかったが、次年度の取り組みに向けて有用な情報収集ができた。

○会議の開催回数は当初の予定を下回ったが、概ね予定どおり開催できた。

○また、人材育成については、新たな地域コーディネーター候補者の発掘には至らなかったが、次年度の取り組みに向けて有用な情報収集ができた。

2.6 今後の課題と次年度以降の対応策

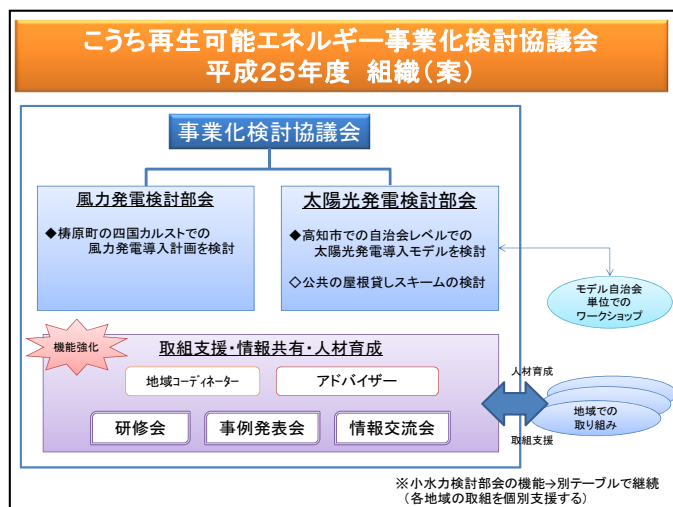
協議会及びエネルギー種別ごとの検討部会は、概ね当初の計画どおり運営することができた。

しかしながら、再生可能エネルギーの事業化を具体的に検討していくためには、実施主体となる組織や企業が協議に参加している必要がある。

次年度以降は、各検討部会での協議、検討状況を踏まえ、太陽光発電検討部会及び風力発電検討部会を継続することとし、協議会においては、人材育成のための研修会や各地域の取り組みの情報共有等の場の提供を通して、引き続き地域の取り組みを支援していく。

なお、小水力発電検討部会については、水利権取得などの課題が大きく、直ちに事業化をする目途が立たないことから、部会での協議は一旦休止とする。一方で、県内各地域に意欲も芽生えてきたため、各地の事例報告や情報交換など、部会でのつながりやノウハウを活用し、それぞれの取り組みの情報共有を通して、各地域で核となって取り組む人材の発掘、育成を図りながら、それぞれの取り組みを協議会として支援していく。

	H23	H24	H25
協議会 (親会)	基本スキーム作成	事業主体のあり方・資金調達等について検討	「こうち型地域選流再エネ事業スキーム」 ・安芸市妙見山における事業スキーム(事業計画)が策定にともない、 環境省事業での協議を終了 。 ・H25以降は、安芸市をモデルに県内各市町村と個別協議を図りながらメガソーラー事業の展開を目指す。
太陽光発電 検討部会	屋根貸し事業モデル等の検討を行ってきたが、事業化のハードルが高く、事業主体の見えない部会での検討が行き詰った。 ・屋根貸しのリスク ・事業規模 ・賃料設定と事業採算性 など	地域モデルとして、自治会組織が中心となった再エネ導入モデルの検討にシフト モデルスキーム作成	・民間施設の屋根貸しは課題が多いため事業計画づくりは見送り。(FIT、各種補助での導入促進) ・別途、公共施設の屋根貸しを推進するため別テーブルで検討。(県立施設の貸出ルール作りや発電事業者とのマッチング) ・防災機能を意識した自治会組織での導入モデルについて、事業計画策定作業を進める(環境省事業を活用)
小水力発電 検討部会	候補地点の選定、事業化に向けた課題整理を行ってきた。		・事業主体のあり方、河川法等への対応など事業計画が策定できる水準まで検討が進んでいないため、 H25環境省事業の活用はせず、県費単独で個別支援(例:地域検討会へのオブザーバー参加、事例発表等の情報交換会の開催) 。 ・各地域で民間や地域が中心となった取り組みも進んでいることから、別途テーブルを用意し、個々の取り組みの情報共有や活動支援により、県内の小水力発電の導入促進を図る。
風力発電 検討部会	基本構想(案)作成	事業主体のあり方・資金調達等について検討	※引き続き、精原町での風力発電事業の実現に向けた検討を行う。 (環境省事業を活用) ・事業スキームの策定 ・事業主体の決定 ・事業パートナーの選定など 【事業計画の策定】 ◆主体(中核主体) ◆場所、規模、時期 ◆事業スキーム ◆ファイナンス



3. 実施計画の策定

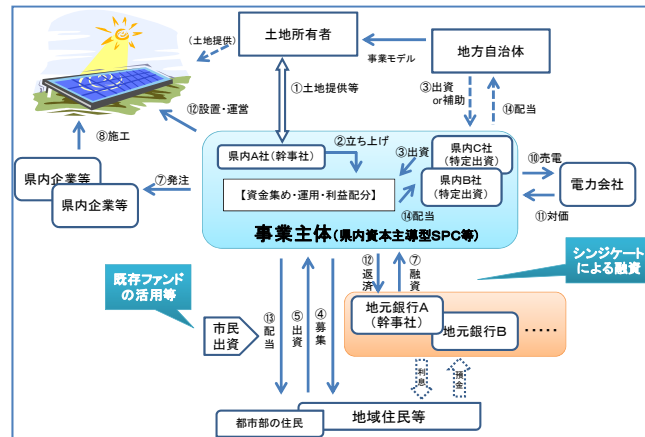
3.1 本年度の実施状況

3.1.1 太陽光発電（メガソーラー）の検討

<取組>

昨年度検討したスキームを基本とし、地域が主体となって発電事業に参画し、地域にそのメリットを最大限還元させることを目的としたメガソーラーの事業化の検討を進めた。

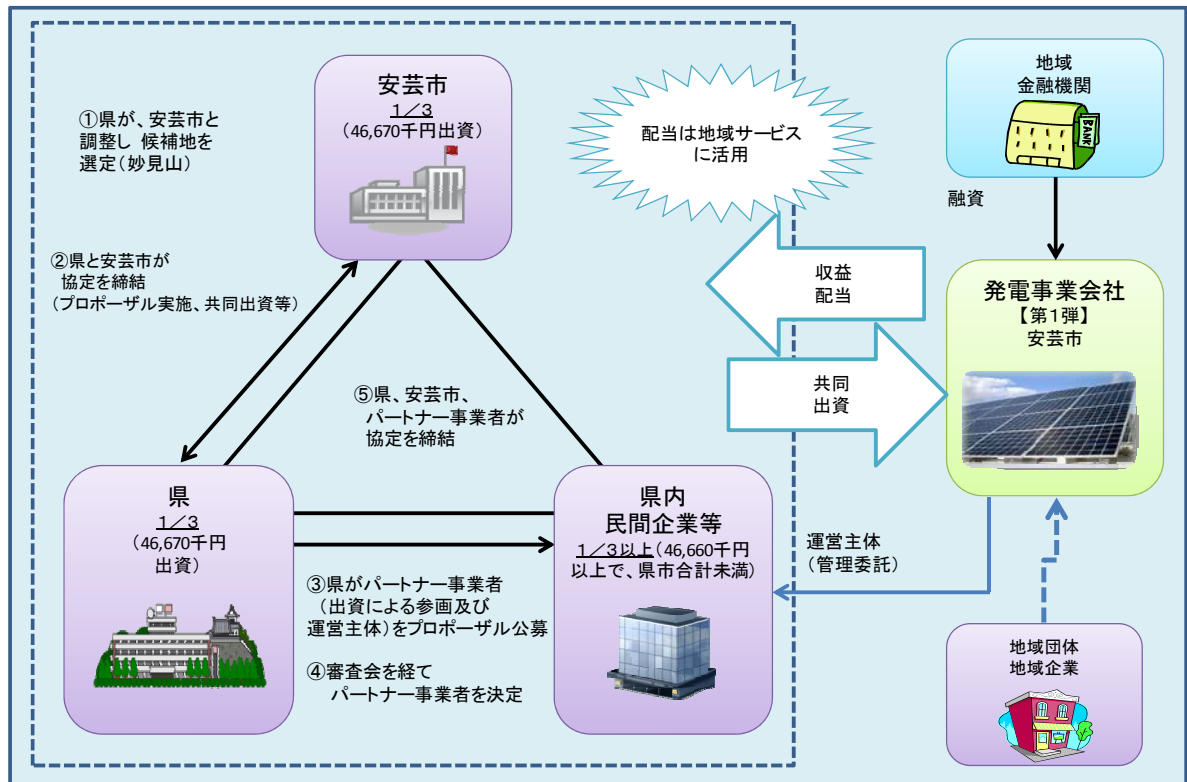
平成23年度検討スキーム図



<まとめと課題>

○県、地元市町村、県内民間事業者等による発電事業主体を設立し、利益を地域に還元させる事業スキーム（こうち型地域還元再エネ事業スキーム）を取りまとめた。

こうち型地域還元再エネ事業スキーム



- 事業スキームを取りまとめるに当たっては、金融機関等からのヒヤリング、地元自治体との調整を行い、方針を決定した。
- 事業主体の考え方については、以下のことにより、県、市、県内企業が出資する官民協働型の事業主体とした。
 - ・地元市町村や県内企業が主体的に参画する仕組みを作る必要があること
 - ・県内企業の資金面でのハードルを下げる必要があること
 - ・固定価格買取制度の優遇期間という限られた期間内に発電事業をできるだけ広く展開してくため、スピード感を持った取組とする必要があること
- 先行モデルとして事業を実施するために、県と地元自治体である安芸市との間で基本協定を締結し、事業パートナーとなる県内民間事業者等をプロポーザルにより公募を実施した。
- 今後、事業の実施に向けて、パートナーとなる民間事業者を選定（平成 25 年 3 月末予定）し、事業実施に関する協定を締結後、早期の発電事業開始に向けた取り組んでいくこととしている。
- なお、県内民間企業等を選定する際には、審査基準として以下の項目を設定している。
 - ・出資者への配当や市への土地使用料、固定資産税など、地元への還元度合が優れているか
 - ・県内事業者の出資割合が高いか
 - ・地域資金の活用が見込まれているか
 - ・設計、施工、保守管理に県内事業者の参入機会が確保されているか
- 当該メガソーラー事業の実施に向けては、事業パートナーを決定のうえ、電力会社への系統連系協議、設備認定、系統連系の申し込みという手順となる。
- 一方、電力会社の系統連系が先着順というルール上、電力会社の同一系統の配電線上において競合する発電事業の計画が本事業より先に電力会社への申し込みをした場合には、連系負担金の増額や系統接続できないということも想定される。
- そのため、事業実施に向けて、県内民間企業等との協議、調整等についてスピード感を持って進めていく。

<今後の進め方>

今後、事業の実施に向けて、パートナーとなる民間事業者を選定（平成 25 年 3 月末予定）し、事業実施に関する協定を締結後、早期の発電開始に向けた調整を行い、発電事業会社を設立。10 月を目途に発電施設の建設に着工し、平成 26 年度の早い段階で発電を開始する予定である。

また、このスキームを活用し、候補地のある県内の他の市町村との調整を図りつつ、同様の手順での事業化を進める。

3.1.2 メガソーラー事業計画

県、安芸市、県内民間企業等が共同で出資した発電事業会社を設立し、メガソーラー事業を実施する。

(1) 事業概要

事業計画の概要は以下のとおり。

■事業概要

項目		概要
事業主体		県、安芸市、県内民間企業等の共同出資による発電事業会社 ただし、県内民間企業等については公募により選定（詳細は後述する）
導入システム	対象とする再生可能エネルギー事業の種類	太陽光
	導入するエネルギーシステム	太陽光発電システム
	事業実施予定地	所在地：安芸市穴内乙 2114 番地、2712 番地 1 (妙見山山頂付近) 面積：約 7.2 ha 地目：雑種地
	エネルギーの利用方法	全量売電
	事業規模	事業者の提案による (当初想定規模：2,000 キロワット)
事業スキーム		県、地元市町村、県内民間事業者等による発電事業主体を設立し、太陽光発電事業を実施する 「図 2 こうち型地域還流再エネ事業スキーム」のとおり
資金計画	事業費	想定 700,000,000 円 (2,000 キロワットの場合) (発電事業会社の設立費用含む)
	資金調達方法	◆県 出資額 46,670,000 円 (上限) ◆安芸市 出資額 46,670,000 円 (上限) ◆事業者 出資額 提案による ただし、46,670,000 円以上、93,340,000 円未満の額 ◆その他 金融機関からの融資等による
事業実施スケジュール		(予定) 平成 25 年 4 月 県、安芸市、民間事業者との協定締結

	<p>平成 25 年 5～7 月 システム設計 アクセス検討、設備認定、系統連系申込 10 月 発電事業会社設立、建設着手 平成 26 年度 発電開始 (想定されるスケジュールであり、変更となることもある)</p>
課題と対応策	<p>○電力会社の系統連系が先着順というルール上、電力会社の同一系統の配電線上において競合する発電事業の計画が本事業より先に電力会社への申し込みをした場合には、系統連系負担金の増額や系統接続できないということも想定される。</p> <p>○そのため、事業実施に向けた県内民間企業等との協議、調整等については、スピード感を持って進めていく必要がある。</p>
その他	<p>○雨水排水対策 ○農業及び養蜂業で利用している用地が併設しているため、フェンス及び進入路等の確保が必要</p>

(2) 事業主体

県、安芸市、公募により選定する県内民間企業等の共同出資による発電事業会社とし、パートナーとなる県内民間企業等については公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 導入システム

①対象とする再生可能エネルギー

導入に際し比較的規制等の少ないため、太陽光発電を導入する。

②導入システム

土地の有効活用できる設置可能面積や電力会社への連系を考慮し、事業者の提案する規模での太陽光発電システムとする。(当初想定規模 2,000 キロワット)

③導入予定地

■所在地：安芸市穴内乙 2114 番地及び 2712 番地 1

■面積：約 7.2 ha

■地目：雑種地

■所有者：安芸市



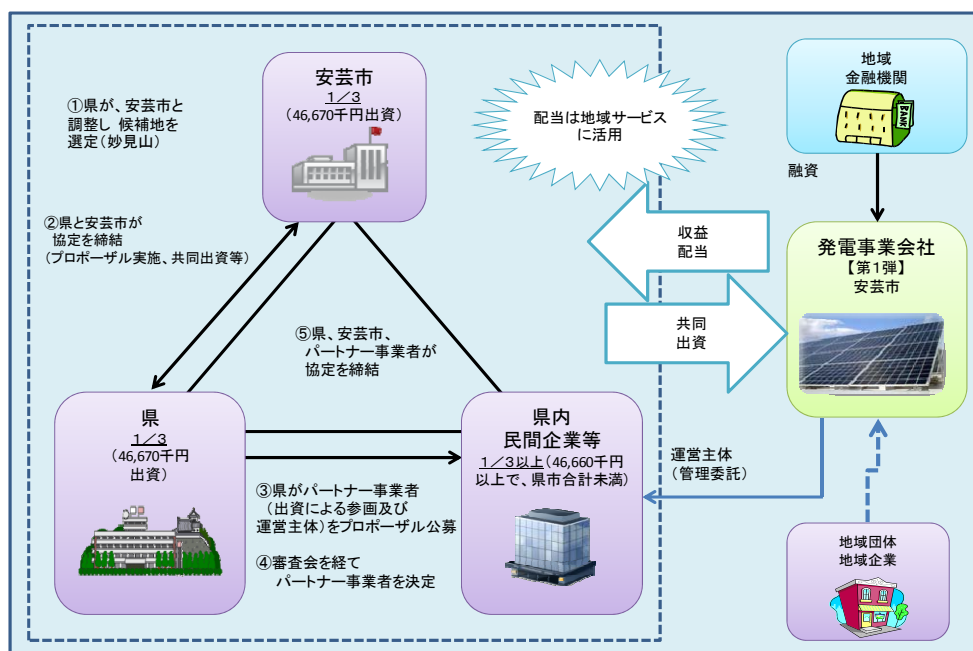
④エネルギーの利用方法

電力会社の系統へ接続のうえ、全量売電とする。

(4) 事業スキーム

県、安芸市、県内民間企業等が出資した発電事業会社を設立し、メガソーラー事業を実施する。

こうち型地域還流再エネ事業スキーム（再掲）



(5) 資金計画

①事業費及び収支計画

	買取価格 38 円の場合	買取価格 36 円の場合
設備規模	2 MW	2 MW
想定総事業費	7 億円	7 億円
出資金額 (自己資金)	1 億 4,000 万円 <内訳> 県 4,667 万円 (33.3%) 市 4,667 万円 (33.3%) 民間 4,666 万円 (33.3%)	1 億 4,000 万円 <内訳> 県 4,667 万円 (33.3%) 市 4,667 万円 (33.3%) 民間 4,666 万円 (33.3%)
自己資金比率	20%	20%
IRR	4.30%	3.66%

■初期条件設定

項目		単位	備考	
初期費用	初期費用	700,000	千円	
	太陽光発電設備	350	千円/kW	
	導入規模	2,000	kW	
	開業費	10,000	千円	
資金調達	資金調達	700,000	千円	
	銀行借り入れ	560,000	千円	
	借入返済期間	15	年間	(10~15)
	金利	2.5	%	
	返済方法	1	元利均等	1:元利均等、2:元金均等
	市民出資		千円	
	資本金出資	140,000		自己資金 20%
経常収入	補助金	0	千円	
	販売電力量	93,206	千円/年	年間発電量 2,452,800 kWh
	設備利用率	14.0	%	
	買取単価	38	円/kWh	
	買取期間	20	年	(15~20)
	太陽光パネル劣化率	0.50	%	
	稼働年数	20	年	(15~20)
経常支出等	FIT後買取価格	-	円/kWh	
	土地賃借料	1,165	千円/年	
	単価	38.84	円/m ²	30,000 m ² 使用と仮定
	人件費	3,000	千円/年	
	メンテナンス費	3,500	千円/年	
	諸費(保険料等)	0.5	%	建設費の0.5%と設定
	一般管理費	10.0	%	直接費の10%と設定
	償却年数	17	年	
	方法	2	定額法	1:定率法、2:定額法
	固定資産税	1.4	%	固定資産税
法人税等	40.87	%	実効税率	

内容	累計年度																				単位:千円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
0																					
初期投資	700,000																				
設備導入	690,000																				
補助	0																				
実質設備費	690,000																				
開業費(運転資金)	10,000																				
収入	93,206	92,740	92,276	91,815	91,356	90,899	90,445	89,992	89,542	89,095	88,649	88,206	87,765	87,326	86,889	86,455	86,023	85,593	85,165	84,739	1,778,175
93,206	92,740	92,276	91,815	91,356	90,899	90,445	89,992	89,542	89,095	88,649	88,206	87,765	87,326	86,889	86,455	86,023	85,593	85,165	84,739	1,778,175	
支出	74,649	73,099	71,626	72,223	70,614	67,080	65,609	64,190	85,812	84,468	83,148	58,846	57,556	56,276	54,995	53,994	53,844	13,125	13,011	47,411	1,221,576
借入利息返済	13,806	13,022	12,217	11,392	10,547	9,680	8,792	7,881	6,947	5,990	5,008	4,002	2,971	1,914	830						114,999
土地賃借料	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	23,304
人件費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	30,000
メンテナンス費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	35,000
諸費(保険料等)	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	34,500
一般管理費	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	1,112	11,112
減価償却(設備)	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	40,588	690,000
減価償却(開業費)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	20,000
固定資産税	6,028	5,262	4,594	6,016	5,252	4,585	4,003	3,484	3,050	2,663	2,325	2,030	1,772	1,547	1,350	1,179	1,029	898	784	685	58,545
解体撤去費																					34,500
修繕費																					89,000
18,557	19,641	20,650	19,592	20,742	23,819	24,835	25,802	3,730	4,627	5,501	29,599	29,599	30,207	31,050	31,894	32,461	32,799	72,467	72,154	37,327	
税引前利益	0	18,557	38,198	58,848	78,441	99,183	123,002	147,837	173,633	177,369	163,433	149,299	156,008	168,623	178,932	187,006	194,633	201,009	269,747	269,747	337,274
繰越利益(過去9年間)																					
法人控除	7,584	8,021	8,440	8,007	8,477	9,735	10,150	10,945	1,524	1,691	2,248	1,989	12,346	12,690	13,035	13,267	13,151	29,617	29,489	15,236	227,481
引当金	10,973	11,614	12,211	11,885	12,265	14,084	14,685	15,257	2,206	2,736	3,253	17,360	17,861	18,300	18,859	19,194	19,027	42,850	42,664	22,072	329,116
当期キヤッシュ	53,561	54,202	54,789	54,173	54,653	54,673	55,273	55,845	42,794	43,324	43,841	57,948	58,450	58,948	59,447	59,783	59,615	42,850	42,664	22,072	
借入元本返済	31,194	31,978	32,783	33,608	34,453	35,320	36,208	37,119	38,053	39,010	39,992	40,988	42,029	43,086	44,170						560,001
返済後キヤッシュ	22,367	22,224	22,016	20,565	20,400	19,353	19,065	18,726	4,741	4,314	3,849	16,950	16,421	15,862	15,277	15,783	15,961	42,850	42,664	22,072	
キヤッシュフロー累計	22,367	44,591	66,607	87,172	107,572	126,924	145,990	164,716	169,457	173,771	177,820	194,570	210,991	226,853	242,131	301,913	361,529	404,379	447,043	469,115	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本返済	20,173	40,074	59,647	77,895	95,843	112,378	128,506	144,181	148,481	152,248	155,446	168,923	181,773	193,963	205,489	261,413	317,223	351,503	385,634	0	
借入元本																					

②資金調達方法

公募で選定される事業者の提案による。（金融機関等からの借入を想定）

なお、事業スキームの検討に当たっての資金調達（融資及び市民出資）の考え方については、以下のとおり。

<融資について>

- 融資を受けるために、必要な自己資金（資本金）の確保が求められる。
- 公益性等を確保するため、出資額の2分の1以上を県、市で確保することとする。
- 共同出資により設立した事業体の運営は、民間事業者に委託することを想定しているが、経営面等をチェックすることが必要。

<市民出資について>

地域住民等の参画を促進し、地域に直接利益を還元する手法としては有効であるが、以下のような課題もあり、今回は見送ることとした。

- ・ファンドの組成や管理に相当のコストがかかること
- ・ファンドの募集に当たっては第2種金融商品取引業の登録が必要で、専門的な知識を有する人材を確保する必要があること
- ・不特定多数の出資者を募集するに当たり、その功罪を検討する十分な時間を取り得なかったこと（元本保証ができないものに対して、広く県民等から出資を募ることが公的主体である県として適切か）
- ・固定価格買取制度の優遇期間（3年間）にあわせて早期の事業化が必要であるが、ファンド組成等に時間がかかること

(6) 事業実施スケジュール

想定しているスケジュールは以下のとおり。

時期	実施内容
平成 25 年 3 月	パートナー事業者の選定
4 月	県、安芸市、パートナー事業者との協定締結
5～7 月	システム設計 アクセス検討、設備認定、系統連系申込
10 月	発電事業会社設立、建設着手
平成 26 年度	発電開始

※想定されるスケジュールであり、変更となる場合もある

(7) 課題及び対応策

- 電力会社の系統連系が先着順というルール上、電力会社の同一系統の配電線上において競合する発電事業の計画が本事業より先に電力会社への申し込みをした場合には、系統連系負担金の増額や系統接続できないということも想定される。
- そのため、事業実施に向けたパートナー事業者との協議、調整等については、スピード感を持って進めていく。

(8) その他

- 雨水排水対策
- 農業及び養蜂業で利用している用地が併存しており、フェンス及び進入路等の確保が必要
上記への対策については、公募する事業者からの提案事項としている。

3.1.3 中小規模太陽光発電の検討

<取組>

昨年度検討した住宅用等太陽光発電の屋根借り事業について課題を整理し、今後の進め方について協議した。

<まとめと課題>

○住宅用太陽光発電等の屋根借り事業は、以下に挙げられるような課題がある。

借りる側（事業者）の課題	貸す側（建物所有者）の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> － 建物の耐震性、施工性の判断 － 長期間継続して設置可能かどうか ・ 規模の確保（導入コスト負担大） ・ 長期契約のリスク ・ 設備撤去時のルール ・ 賃料設定と採算性 ・ 小規模分散型では維持管理コストがかかる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性の不安 ・ 施工不良による雨漏り等のリスク ・ 事業者の事業継続への不安 ・ リスクに見合った賃料 ・ 長期契約（途中解約）のリスク など

○検討部会においても、上記のように課題が多く、このまま屋根借り事業モデルについて引き続き検討しても、事業化は困難ではないかとの意見も出た。

○このため、屋根借り事業モデルについて、太陽光発電検討部会での協議は一旦休止し、新たな導入モデルを検討することとした。

○キーワードとして、これまでの「高知らしさ」、「防災に活かす」という考えに、「地域コミュニティ」という視点を加え、地域が主体となった導入モデルとして、自治会の集会所等での太陽光発電導入モデルを検討することとした。（モデル市町村として高知市を選定）

○これらの検討過程等を共有し、他の地域での取り組みへ広げることができれば、高知型の導入モデルとして期待できる。

○自治会単位での太陽光発電等導入モデル（自治会モデル）においての、主な課題は以下のとおり。

－ 防災対策としての蓄電池の導入については、導入費用が高価なことや耐用年数が短いこと、また、災害時以外の利用方法をどうするかということ。

－ 自治会の集会所等への、太陽光発電や可搬型蓄電池の導入については、現在のところ使える国の助成制度がない。

－ 組織として小さく自己資金が少ない自治会単位では、資金調達が難しい。

＜今後の進め方＞

地域の自治会等が主体的に取り組むことで、単に設備を導入するだけでなく、活用面での色々なアイデアが出てくる可能性もある。また、再エネの普及に加え、地域コミュニティの活性化も期待でき、中山間対策など本県が抱える課題解決のきっかけとしても期待できる。

そのため、次年度は、自治会レベルでのワークショップ等を開催し、導入の意義、目的等を自治会のメンバーと一緒に考えてながら、太陽光発電や蓄電池等の導入計画をつくっていくこととする。

また、そうした取り組みを県内全域に広げていくためにも、取り組みの核となる人材の発掘、育成もあわせて行う。

次年度の検討項目として、以下のようなことが挙げられる。

- ◇ 災害時に必要な電力量と太陽光発電の規模
- ◇ 必要な蓄電池容量
- ◇ 平時の使用方法

など

このほか、小規模太陽光発電の導入促進を図るため、公共施設の屋根貸しについての課題と条件などを検討することとする。



■太陽光発電検討部会 平成 25 年度 スケジュール

	1－四半期	2－四半期	3－四半期	4－四半期
部会	災害時に必要な電力量の検討 導入設備(太陽光発電、蓄電池)の規模の決定			(技術的なアドバイス)
自治会	収支の概略試算 資金調達の検討 平時の活用方法の検討		補助金申請	設備導入
高知市・県	(随時調整)			

3.1.4 風力発電の検討

<取組>

昨年度取りまとめた基本構想（案）を基に、関係者との調整を図りながら検討を深めた。

■関係市町村訪問状況

日時	訪問先	意見交換内容	対応
平成 25 年 5 月 2 日	久万高原町 環境整備課 (愛媛県)	・ 四国カルストの考え方 ・ エネルギーに関する町 の認識や方向性 など	梶原町環境整備課 環境モデル都市推進室
平成 25 年 6 月 4 日	津野町 企画課 (高知県)	・ 葉山風力発電所の状況 ・ 四国カルストの考え方 ・ エネルギーに関する町 の認識や方向性 など	梶原町環境整備課 環境モデル都市推進室
平成 25 年 6 月 4 日	西予市 産業創出課 (愛媛県)	・ 四国カルストの考え方 ・ エネルギーに関する町 の認識や方向性 など	梶原町環境整備課 環境モデル都市推進室

また、電力会社において、風力発電の連系枠拡大に伴うアクセス検討の募集・抽選が実施され、四国カルストでの風力発電事業に関して検討途中の段階であったが、連系枠を確保するため、梶原町名義で応募した。

■電力会社へのアクセス検討申込みの概要

項目	内容
発電所の所在及び名称	高知県高岡郡梶原町太田戸 119-1 番地他 四国カルスト風力発電所（仮称）
申込者	梶原町
規模	16,000kW (2,000kW × 8 基)
事業費	49 億円
事業主体	組織形態を含め検討中

あわせて、風力発電導入の検討に必要な配置レイアウト、輸送路、送電線路等に関する調査を外注により実施した。

なお、検討部会において、自然公園の開発許可や再生可能エネルギー事業に対するプロジェクトファイナンスについての勉強会を実施し、事業実現に向けての理解を深めた。

<まとめと課題>

- 周辺自治体の担当課との意見交換を実施し、資源の有効活用という面では一定の理解を得たが、環境に対し十分な配慮をとという意見もあり、今後慎重に進めていくことが必要である。
- 電力会社へのアクセス検討の申し込み（2,000 キロワット風車8基建設計画）の抽選結果として、検討順位が下位となり、20万キロワットの系統受入枠外となった。
- 一方、関係者のヒヤリング等によれば、電力会社へ申し込まれたアクセス検討のプロジェクトにおいて、同様の地点での異なる事業者が計画しているものがあり、検討順位が繰り上がっているという情報もあるので、対応できるよう引き続き検討を深めておく必要がある。
- ただし、既に申し込みを行った風車の機種、規模等が変更となる場合は、アクセス検討の順位が最下位となることから、電力会社の受入枠の問題から、系統接続の実現性が低くなることも考えられる。
- 委託調査として、風車の輸送路について2つのルートでの検討を行い、一部看板等の支障物の撤去が必要な箇所があるものの2,000キロワット規模の風車でも輸送可能であることを確認できた。また、送電線の敷設ルートについては、景観を考慮し一部を地中送電線路とする必要があるという調査結果となった。
- 事業実現に向けては、梶原町を中心とした事業主体をどのような形態とするかなど、事業スキームの早期確立が必要である。

■風力発電委託調査結果の概要

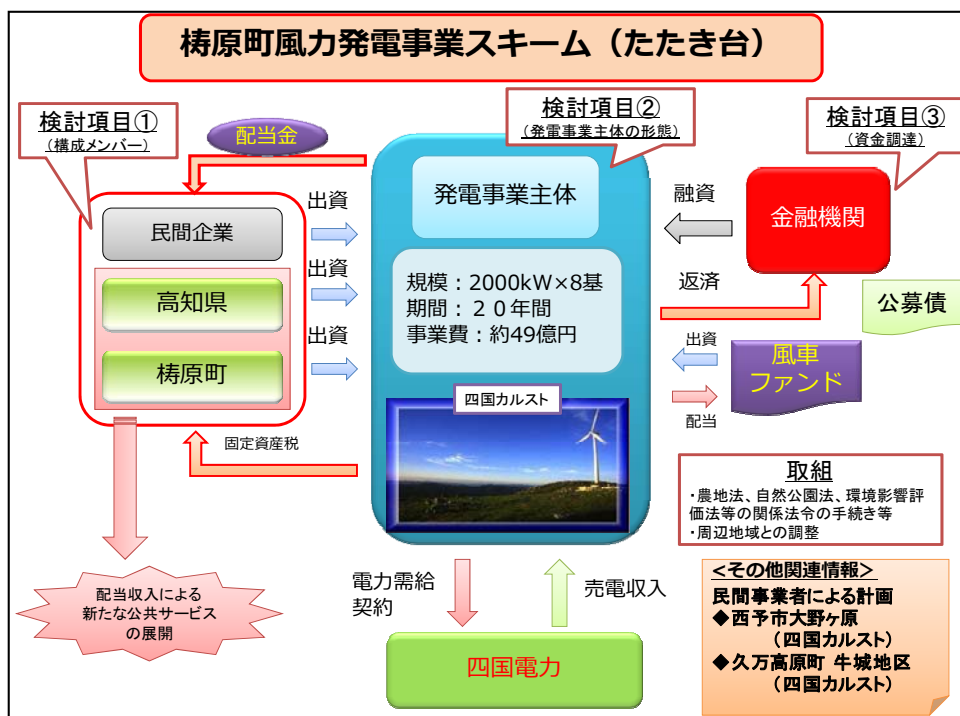
調査項目	調査結果
許認可調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業地域であるため、農地法における農地転用が適用される ◆農用地区域内であるため、農振法における農振解除が適用される ◆県立自然公園の普通地域であるため、届出が必要
輸送路調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブレード、トップタワー、ミドルタワー、ナセルは、支障物の移転や特殊車両での輸送により既存の想定ルート（東津野城川大規模林道東線～天狗トンネル経由）からの輸送が可能 ◆最も径の大きいボトムタワーは天狗トンネルの通行が困難 ◆別ルート（東津野城川大規模林道西線～県道383号四国カルスト公園縦断線）を利用 ◆特殊車両（トランスポーター）の使用により輸送可能 ◆総重量約80ton以上に及ぶため、路肩補強や道路拡幅が必要
送電線ルート策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆四国電力第5黒川発電所の連系可能容量22MW ◆66kV連系送電線のルートを机上検討 ◆架空送電と地中送電を併用することで、経済性と景観面に考慮 ◆全て地中送電線の場合、亘長約12km
事業検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆1:2500の地形図を作成し、風車の配置レイアウトを作成 ◆風車組立エリアとして1箇所2,200²のフラットエリア造成図を作成 ◆切盛土量は、約4万³ ◆風車基礎のコンクリートは、1基あたり約600³ ◆22kV構内電線路を地中埋設ケーブルにすることで、景観とメンテナンス面にメリット

	◆連系変電所は、約 230m ²
事業評価	◆事業コスト算出、総事業費 49 億円 ◆プロジェクト IRR での評価により、一定の採算性を確認

＜今後の進め方＞

電力会社へのアクセス検討内容として申し込みを行った 2,000 キロワット風車 8 基を建設することを検討のベースとして、以下の項目について今後も検討を深める必要がある。

- ◇ 事業主体のあり方
- ◇ 資金調達
- ◇ 法規制への対応
- ◇ 周辺地域との調整



■風力発電検討部会 平成 25 年度 スケジュール

	1-四半期	2-四半期	3-四半期	4-四半期
部会	(作業スケジュールの確認)	(事業主体の方針決定)	(中間報告)	(資金調達スキームの決定)
内部作業 (県・栲原町)	事業主体の比較	民間事業者の選定方法・条件の検討	資金調達スキームの検討 収支計画(概算試算)	とりまとめ報告
周辺地域との調整 (栲原町・県)	(随時)			
委託業務 (栲原町事業)	法規制関連調査			

3.1.5 小水力発電の検討

<取組>

昨年度検討地点として絞り込んだ3地点（「三原村芳井堰」、「土佐町地藏寺」、「香美市安丸砂防」）について、今後の進め方等について協議した。

■小水力発電事業化検討候補地（3地点）

地点	三原村芳井堰	土佐町地藏寺	香美市安丸砂防
主体	地域団体等	県公営企業局	—
想定規模	約200kW	約800kW	約200kW
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の設立 ・発電水利権の確保 ・系統連系 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持流量の確保 ・事業採算性 ・系統連系 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体の形成 ・施工性 等

○候補地の一つである「土佐町地藏寺」では、以下の理由より、県公営企業局が事業主体となつて、発電事業によるメリットの地域還元を実現するための先行モデルとして取り組みを進めている。

- ・規模が大きく、民間や市町村の主導で実施するには事業費の負担が大きいこと
- ・小水力発電は、計画の構想から建設・発電開始までに期間を要するため、固定価格買取制度の価格の優遇期間（3年間）内での事業化を目指すには、早期の事業着手が必要であること
- ・県公営企業局は、県営水力発電所を運営しており、一定のノウハウがあること

○「土佐町地藏寺」での計画は、出力 800 キロワットを想定しており、詳細を検討するための基本設計に着手した。

○「香美市安丸砂防」においては、事業を実施する主体の形成に時間を要すると考えられるため、検討部会での具体的な検討地点としては、地域の関わりが見られる「三原村芳井堰」に絞り込み、今後の進め方について協議を行った。

○三原村芳井堰での取り組みの中心メンバー等から、住民説明会においては計画に対して大きな反対は無かったが、事業資金や還元面、系統連系等に対する質疑が多くみられたとの報告を受けた。

<まとめと課題>

○検討部会へオブザーバーとして、県河川課が参加したことで、普通河川における水利権手続き等（流量観測（流量推計）、使用水量設定、減水区間の環境影響調査といった手続きや河川の維持流量を決定するための考え方等）について、関係者間での情報共有を図ることができた。

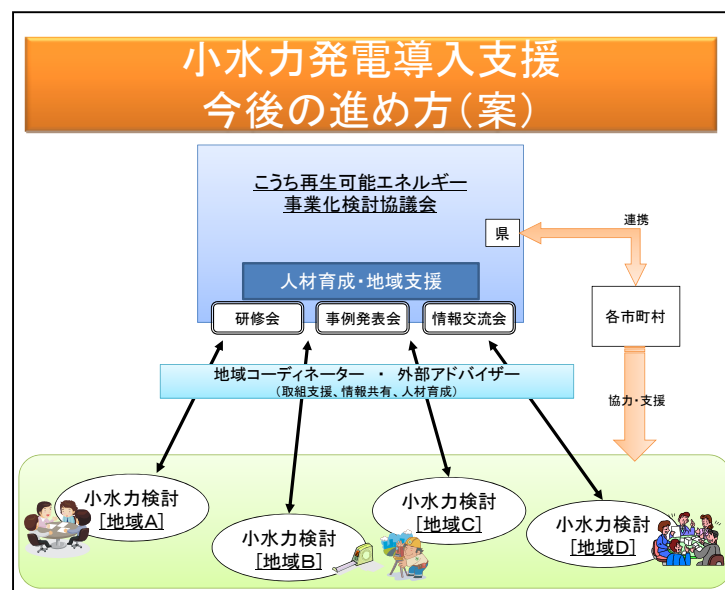
○今後、河川協議のための事業主体形成や維持流量をどのように設定していくかなどの課題があり、事業規模を確定するための詳細な調査も必要となってくる。

課 題	対 応
事業主体の設立	核となる組織（人材）の存在（リスクを負担できるか）
水利権取得に向けた対応 ・ 流況把握 ・ 維持流量の設定 ・ 河川環境への影響把握 ・ 使用水量の設定維持	【河川協議の前段階での事前協議】 関係者間で良好な関係を築きつつ、調整・協議を進める ・ 河川流量の調査及び活用データの調整 ・ 環境影響の調査項目の調整及び調査
系統連系について	電力会社への事前相談

○「三原村芳井堰」のほか、県内の別地域でも地域住民が主体となった小水力発電の取り組みも出てきており、各地の取り組みの支援や情報共有が必要となってきた。

<今後の進め方>

- 具体的な規模を確定するためには、水利権取得に向けた河川協議を行う必要があるが、河川協議は申請者でなければ行うことができない。そのため、申請者となりうる事業主体の早期設立が必要となってくるが、事業主体設立後に水利権取得の課題から事業を断念するというリスクがある。
- 河川協議や事業規模の確定には相当な期間を要するため、限られた期間の中での検討部会で事業計画を取りまとめるのは難しい。
- 一方、検討部会の取り組みを通して、県河川課と同じテーブルで協議、意見交換ができたので、今後は、こうしたつながりをもとに、具体的な地域での検討、調査を進めながら、引き続き河川協議の前段階での相談という形での調整を行い、事業主体設立後の河川協議につなげていく。
- また、県内各地域での取り組みも現れてきたため、情報交換や研修会の開催等を通して、地域で核となって取り組む人材の発掘、育成を図りながら、地域での取り組みを支援する。



3.2 目標に対する達成状況

項目	平成24年度目標	実施状況	評価等
実施計画素案の作成 ①実施計画の作成	<p><太陽光発電（メガソーラー）> 発電事業主体の設立に向けた実施計画素案の作成（事業主体を公募できる水準にまで、規模、場所、資金出資元等が明示されたもの）。</p> <p><風力発電及び小水力発電> ・周辺自治体等との関係づくり（再掲） ・実施計画の作成に向けた実現可能な事業モデルの検討、抽出（再掲）</p>	<p><太陽光発電（メガソーラー）> 事業計画の取りまとめを実施 ・事業スキームの確立 ・地元市町村との調整 ・場所の確定、想定規模の決定 ・事業パートナーを公募予定</p> <p><太陽光発電（中小規模）> ・住宅用等屋根借りモデルの課題の整理 ・検討の方向性の修正</p> <p><風力発電> ・周辺自治体担当課との意見交換の実施（一定の理解は得られたものの、環境への配慮が必要） ・次年度以降の検討項目及び取り組みの方向性の確認</p> <p><小水力発電> ・検討地点の絞り込み（三原村芳井堰） ・課題の共有 ・取り組みの方向性の修正</p>	<p><メガソーラー> 関係者等へのヒヤリング結果を参考に事業スキームを固めるのに時間を要したが、実施計画として取りまとめることができた。</p> <p><中小規模太陽光発電> 屋根借りモデルの確立には至らなかったが、新たな検討モデルを抽出できた。</p> <p><風力発電> 次年度の検討及び取り組みについて確認できた。</p> <p><小水力発電> 地点の絞り込みはできたが、課題が多く検討部会での支援のあり方について協議し、取り組みの方向性を修正した。</p>
②事業スキームの検討及び資金調達の仕組みについての検討	<p><太陽光発電（メガソーラー）> 今年度発電事業主体の設立に向けて、運営事業者を公募・選定するメガソーラー事業における、資金調達計画の策定を含む事業スキームの実践</p> <p><風力発電及び小水力発電> 周辺自治体等との関係づくり（再掲） 実現可能な事業モデルの検討、抽出（再掲）</p>	<p><太陽光発電（メガソーラー）> ・安芸市、県、民間事業者の3者で共同出資し、事業を実施する方針を決定 ・金融機関へのヒヤリング等により、想定する出資額を確定 ・資金調達の考え方を整理 ・事業スキームの実践に着手</p> <p><風力発電> ・周辺自治体との意見交換を実施 ・今後の進め方について再整理</p> <p><小水力発電> ・候補地の絞り込み ・今後の進め方について整理</p>	<p><メガソーラー> 当初の目標を達成できた。</p> <p><風力発電> 事業主体の形態や資金調達の協議を深めることが課題となった。</p> <p><小水力発電> 事業主体の形成や水利権等の課題のため、取り組みの方向性を修正した。</p>
③再生可能エネルギーの規模、事業性の検討	<p>風力発電の導入に向けたフィールド調査の実施（輸送路調査、送電線調査、設置地点の選定）</p>	<p><風力発電> ・地形図を作製し、風車の配置レイアウトを作成 ・輸送路、送電線路の調査により、ルート等の確認</p>	<p><風力発電> 当初予定通りの調査ができた</p>

3.3 今後の課題と次年度以降の対応策

再生可能エネルギーの事業化を具体的に検討していくためには、実施主体となりうる組織や企業が協議に参加している必要がある。

次年度以降は、各部会での協議、検討状況を踏まえ、太陽光発電検討部会及び風力発電検討部会を継続することとし、協議会においては、人材育成のための研修会や各地域の取り組みの情報共有等の場の提供を通して、引き続き地域の取り組みを支援していく。

なお、小水力発電検討部会については、水利権取得などの課題が大きく、直ちに事業化をする目途が立たないことから、部会での協議は一旦休止とする。一方で、県内各地域に意欲も芽生えてきたため、各地の事例報告や情報交換など、部会でのつながりやノウハウを活用するとともに、それぞれの取り組みの情報共有を通して、各地域で核となって取り組む人材の発掘、育成を図りながら、それぞれの取り組みを協議会として支援していく。（再掲）

	H23	H24	H25
協議会 (親会)	基本スキーム作成	事業主体のあり方・資金調達等について検討 「こう型地域還流再エネ事業スキーム」	・安芸市妙見山における事業スキーム(事業計画)が策定にともない、 環境省事業での協議を終了 ・H25以降は、安芸市をモデルに県内各市町村と個別協議を図りながらメガソーラー事業の展開を目指す。
太陽光発電 検討部会	屋根借り事業モデル等の検討を行ってきたが、事業化のハードルが高く、事業主体の見えない部会での検討が行き詰った。 ・屋根借りのリスク ・事業規模 ・賃料設定と事業採算性 など	× 地域モデルとして、自治会組織が中心となった再エネ導入モデルの検討にシフト モデルスキーム作成	・民間施設の屋根借りは課題が多いため事業計画づくりは見送り。(FIT、各種補助での導入促進) ・別途、公共施設の屋根貸しを推進するため別テーブルで検討。(県立施設の貸出ルール作りや発電事業者とのマッチング) ・防災機能を意識した自治会組織での導入モデルについて、事業計画策定作業を進める(環境省事業を活用)
小水力発電 検討部会	候補地点の選定、事業化に向けた課題整理を行ってきた。		・事業主体のあり方、河川法等への対応など事業計画が策定できる水準まで検討が進んでいないため、 H25環境省事業の活用はせず、県費単独で個別支援(例:地域検討会へのオブザーバー参加、事例発表等の情報交流会の開催) 。 ・各地域で民間や地域が中心となった取組みも進んできていることから、別途テーブルを用意し、個々の取組みの情報共有や活動支援により、県内での小水力発電の導入促進を図る。
風力発電 検討部会	基本構想(案)作成	事業主体のあり方・資金調達等について検討	※引き続き、精原町での風力発電事業の実現に向けた検討を行う。 (環境省事業を活用) ・事業スキームの策定 ・事業主体の決定 ・事業パートナーの選定など 【事業計画の策定】 ◆主体(中核主体) ◆場所、規模、時期 ◆事業スキーム ◆ファイナンス

4. 再生可能エネルギーの事業化に向けた勉強会等の開催

4.1 本年度の実施状況

風力発電検討部会の開催にあわせて、建設に係る自然公園の開発許可に関する事項や、事業規模が大きい風力発電事業へのプロジェクトファイナンスについての勉強会を開催し、関係者の理解を深めた。

開催日時	開催内容
平成 24 年 12 月 25 日 13:30～15:30	勉強会「自然公園の開発許可について」 説明者：高知県林業振興・環境部 環境共生課 主幹 西村道男 氏
平成 25 年 2 月 26 日 9:30～12:00	勉強会「再生可能エネルギー事業に対する プロジェクトファイナンスについて」 講師：株式会社みずほコーポレート銀行 ストラクチャードファイナンス営業部 プロジェクトファイナンスチーム 次長 白石幸治 氏

4.2 目標に対する達成状況

項目	平成24年度目標	実施状況	評価等
再生可能エネルギーの事業化に向けた勉強会等の開催	再生可能エネルギー事業化に関する勉強会等の開催（1回以上）	風力発電検討部会において勉強会を実施（2回） ・自然公園の開発許可等について（H24. 12. 26） [参加者 約 20 名] ・再生可能エネルギー事業に対するプロジェクトファイナンス（H25. 2. 26） [参加者 約 20 名]	風力発電の事業化に向けて、自然公園の開発許可手続きや、プロジェクトファイナンスに関するリスク分担の必要性等を認識し知見を深めることができた。

5. 発電事業主体の立ち上げ

5.1 本年度の実施状況

「3.1.1 太陽光発電（メガソーラー）の検討」で述べた事業スキームの実施のために、地元自治体である安芸市と調整のうえ、安芸市所有地でのメガソーラー事業実施に関する基本協定を、平成25年2月5日に締結した。（別添、参考資料参照）

また、基本協定を締結後、事業パートナーとなる民間事業者選定のためのプロポーザルによる公募を平成25年2月12日に開始した。（別添、参考資料参照）

なお、公募に当たっての事業者の参加資格を以下のとおりとし、県内、地元企業の事業参加の促進を図っている。

この条件により、必ず県内企業が発電事業に参加することで利益が県内に還流するとともに、事業ノウハウの蓄積が図られることが期待できる。

6、参加資格

参加者は、次の要件を満たす法人又は複数の法人で構成するグループであること。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 次のうちいずれかに該当する者

① 県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く事業者（以下、「県内事業者」という。）

② 複数の事業者によるグループで、グループの構成が次のいずれかであること

(ア) 県内事業者のみによるもの

(イ) 県内事業者と県外事業者（県内に事業所、事務所等を置く者で、県内の常勤雇用の従業員が10人以上のものに限る。）によるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 高知県の「物品購入等関係に係る競争入札参加者登録名簿」、「清掃、警備（全般、駐車場整理）、整備保守管理に係る競争入札参加者登録名簿」又は「建設工事・建設コンサルタント参加者登録名簿」に登録されている（もしくは協定締結時までに登録が予定されている）者であること。

(4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」、「高知県建設工事指名停止要綱」及び「安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び市町村税を滞納してないこと。

(7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。

(8) グループで参加する場合は、代表事業者及び構成員が（2）から（7）を満たすこと。

「高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザル募集要領」から抜粋

また、今後のスケジュールは以下のとおりとし、年度内にパートナー事業者を選定する予定。

時期（予定）	実施内容
平成 25 年 3 月 26 日（火）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
平成 25 年 3 月 28 日（木）（予定）	審査結果通知
平成 25 年 4 月（予定）	県、安芸市、パートナー事業者との協定締結
平成 25 年 5～7 月	システム設計
	アクセス検討、設備認定、系統連系申込
（平成 25 年）10 月	発電事業会社設立、建設着手

※公的資金を支出する観点から、会社設立後に系統連系ができず、事業化できないリスクを避けるため、パートナー事業者の責任と負担において、設備認定及び系統連系申し込みを完了させた後に、会社設立をすることとしている。（会社設立後に権利譲渡、名義変更を行い、費用を精算する。）

5.2 目標に対する達成状況

項目	平成24年度目標	実施状況	評価等
発電事業主体の立ち上げ	メガソーラー事業については、発電事業主体の立ち上げに向けて、運営事業者を公募・選定する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、安芸市との協定締結（H25. 2. 5） ・ 公募型プロポーザル方式により民間パートナー事業者を公募（H25. 2. 12 公募開始） ・ 今後、県、地元市町村、県内民間企業等の3者の共同出資により発電事業会社を設立（予定） 	当初予定通り実施できた。

5.3 今後の課題と次年度以降の対応策

電力会社の系統連系が先着順というルール上、電力会社の同一系統の配電線上において競合する発電事業の計画が本事業より先に電力会社への申し込みをした場合には、系統連系負担金の増大や系統接続できないということも想定される。

そのため、事業実施に向けたパートナー事業者との協議、調整等については、スピード感を持って進めていく。（再掲）

6. まとめと課題

6.1 今年度のまとめと次年度の取り組みの方向性

メガソーラーについては、発電事業で得られる収益等を地域内で最大限還元させることを目的とした「こうち型地域還元再エネ事業スキーム」を取りまとめ、県、地元市町村、県内民間企業等によるメガソーラー事業の計画を固めることができた。

今後、公募により事業パートナーとなる県内民間事業者等を選定し、協定を締結後、早期の事業実施に向けて取り組みを行う。

なお、メガソーラーの事業化については、事業スキームを固め実践段階となったため、次年度以降の協議会では、再生可能エネルギーに関する研修会や事例報告等の場を提供することを主目的とする。

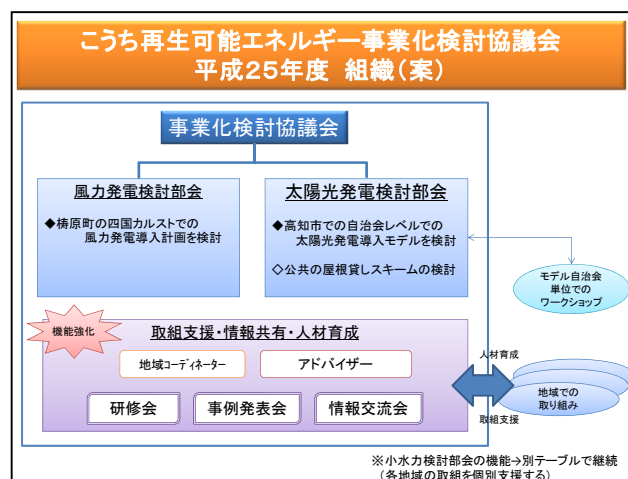
太陽光発電については、これまで検討してきた住宅用等屋根借りモデルについて、設置場所の確保や事業採算性、長期契約のリスク等さまざまな課題等について再確認し、部会として事業計画を策定することが難しいと判断したことから、検討の方向性を修正し、次年度は自治会導入モデルについて検討を行い、事業化計画をまとめる。

風力発電については、暫定的ではあるが事業規模を決定し、電力会社へのアクセス検討の申し込みを行うとともに、事業化に向けたプロジェクトファイナンスや自然公園法に関する勉強会を実施した。

また、今後の検討項目や取り組みの方向性を確認できたことから、次年度も引き続いて検討を行い、早期に事業スキームを固めたうえで事業化計画としてまとめる。

小水力発電については、昨年度検討した3地点の候補地のうち、地域の関わりが見られる「三原村芳井堰」に絞り込み、今後の進め方について協議した。

しかし、水利権取得のための河川協議や事業規模の確定には相当な期間を要することから、次年度中に事業計画を取りまとめるのは難しいこと、また一方で、県内いくつかの地域で小水力発電の取り組みが現れてきたことから、次年度以降は、情報交流や研修会の開催を通して、地域で核となって取り組む人材の発掘、育成を図りながら、地域の取り組みを支援していくこととする。



6.2 事業継続に当たっての留意事項

本事業については、次年度が最終年度となることから、これまでの2年間の事業実績を総括し、課題と対応について、環境省と協議を行った。

その結果、別紙のとおり取り組み内容が十分でないとの指摘がなされたことから、次年度の事業継続に当たって、別紙のとおりとすることを両者で確認した。

来年度の事業継続に当たっての課題

環境省により採択された本事業については、これまでの2年間で行った内容について、事業の検討を行っていることやメガソーラーの事業化など評価出来る部分が多いが、一方、「地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務」として不足している取組が見られた。

具体的には以下のとおり。

- ・事業化に関して、部会で十分に検討されていない。
- ・検討主体が自治体のみであり、知見の地元関係者への十分な共有がなされていない。
- ・知見を蓄え、今後の展開を先導すべき地域コーディネーターを支援できてない。
- ・活動すべきコーディネーターの確保をできていない。

このことから、環境省の委託事業として継続するに当たり、次の要件を満たしたうえで事業を実施するものとする。

I 協議会の進め方

項目	内容
①	事業の推進に当たっては、部会メンバーの合意形成を図り、事業を進めること。
②	それぞれの再生可能エネルギー分野での第1回目の部会で、一年間検討する内容や全体スケジュールや関係者の役割について協議し、合意に向け、意見調整すること。
③	部会の準備として、関係者間での協議やヒアリングを実施すること。協議及びヒアリング結果を元に部会で協議する内容をとりまとめること。
④	③の資料により部会を開催し、①の趣旨に従い、部会メンバーの合意形成を図ること。
⑤	部会での一年間検討する内容や全体スケジュールの原案については、第1回目の部会の前に環境省と協議のうえ決定すること。

II コーディネーターの支援・育成

項目	内容
①	事業候補地の利害関係者から広く取り組み課題を抽出し、コーディネーターに対するニーズを検討すること。
②	コーディネーターに求められる素養・資質を整理し、適切な候補を選任すること。
③	コーディネーター（候補）による地域活動を支援するための体制を検討し、構築すること。
④	コーディネーターの知見を共有・継承し、継続的に育成するための体制を構築すること。
⑤	以上については関連する部会及び協議会で十分に議論し、その内容を反映すること。

Ⅲ 事業主体及び事業スキームの検討

項目	内容
①	主要な事業候補地を特定し、そのニーズや課題を具体的に検討すること。その際、自治体や事業主体となることが想定されうる民間事業者のみならず、地域の利害関係者の意見を十分に取り入れること。
②	地域の利害関係者を部会及び／または協議会に参加させることを含め、その意見を部会及び／または協議会での検討に十分に取り入れるための方策を検討し、部会及び／または協議会の承認を得ること。
③	ニーズを充足し、課題を解決するための、意思決定の要件及びスケジュールについて、地域の利害関係者の意見が十分に反映される部会及び／または協議会において合意を得ること。
④	上記を経て得られた事業主体及び事業スキームの実現に向けて、各利害関係者の実効的な協力を得ること。